

# フィットネス業界におけるコロナ対策

FIA フィットネス関連施設における  
「新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」の策定について

一般社団法人 日本フィットネス産業協会  
会長 吉田 正昭



- 名 称 一般社団法人 日本フィットネス産業協会  
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目2番3号 第三櫻井ビル 6階
- 代 表 者 会長 吉田 正昭
- 設 立 1987年（昭和62年）9月21日 社団法人として設立  
2011年（平成23年）10月18日 一般社団法人へ移行
- 目 的 フィットネス産業及びスポーツや健康増進等に関する調査・研究・情報収集並びに提供を行うことにより、フィットネス産業の健全な発展と、我が国経済の発展に寄与するとともに、『国民の健康増進』に、寄与することを目的とする。

## ■ 加盟法人数

◆ **正会員：クラブ運営企業 99 社**

・加盟企業の運営する施設数：**4,800 施設**

・総会員数：約**370 万人**

◆ **賛助会員：102社**

# フィットネスクラブでの感染状況とガイドライン策定の経緯

時期	罹患者利用／感染発生状況	ガイドライン策定
2月	<ul style="list-style-type: none"><li>●名古屋市内で、コロナに罹患の『同一女性』による4クラブの掛け持ち利用が発生し、内1クラブで感染が判明。 (※感染場所の特定できず)</li><li>●千葉県内クラブに同時期に複数の感染者が確認。 (※但し主となる人格は特定されずクラスターとは断定されなかった。)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●2月下旬から行政指導を受けながら、再発防止を目的とする、ガイドラインの策定を開始。</li></ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"><li>●感染が拡大、国が「スポーツジム」という新たな呼称を持って、積極的な利用自粛を呼び掛けたことで、多くのクラブが、自主的休業を余儀なくされる。</li><li>●3月下旬に、岐阜県内のクラブで集団感染が発生。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●2日に初版のガイドラインを発行。その後、行政の動向を確認しながら、都度、最新情報を取り入れ改定。</li></ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>●国の緊急事態宣言が発令される。以降、東京をはじめ、自粛要請が拡がり、4月中旬以降、フィットネスクラブは、全国的に休業となる。</li></ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>●ガイドラインの徹底的な見直しを前提に、国、ならびに、自治体に、自粛要請の解除を求めるものの、首都圏を中心に、「スポーツジム」に対しては厳しい目が向けられる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●25日：改定7版ガイドラインを策定し、内閣官房の業種別ガイドラインの承認を得る。</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>●国からFIAのガイドラインについての承認が得られ、6月1日以降、全国的にフィットネスクラブの営業が再開。</li></ul>	



東京都 小池知事

FIA フィットネス関連施設における  
新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン

3月のガイドライン策定から、  
11月現在で既に第8版の改定

行政からの指導を受けながら、  
常に、高い安全基準を設定

※内閣官房 業種別ガイドラインでの承認

2020.03.03	1 版
03.04	2 版
03.10	3 版
03.17	4 版
03.18	5 版
04.08	6 版
05.25	7 版
11.06	8 版



(一社) 日本フィットネス産業協会

2020年11月6日

内閣官房  
Cabinet Secretariat



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

## フィットネス関連施設にけるガイドライン改定にあたっての前提

### 《総論》

フィットネス関連施設は、運動の場を提供することを目的としている。そのため、その利用者は日常生活における活動時よりも高い強度の身体活動を行うことから呼吸が活発になり、激しくなる場合もある。

まずはこの理解に立ち、高い強度の身体活動を行う場合には日常生活における活動時よりも一層の距離を空ける等の状況に応じた対策が求められるという認識を持ち、施設提供にあたり環境とルールの整備に努めなければならない。

また、周辺地域の実情を勘案し、感染リスクが高いと考えられる場合には、本ガイドラインに提示されている実施要件よりも厳しい判断、リスクの高い環境に於けるさらなる距離の確保、更なる換気、場合によっては施設の部分的閉鎖などを実行することが求められる。

# 感染予防を目的とする厳しいレベルでの内容

## 利用者への注意喚起（ホームページ・店頭掲示・書面配布等）

- クラブ内での感染拡散を防ぐため、そして何よりもお客様ご自身の予防のため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。
- 全館に於いて、マスク等の着用ができないエリアを除き、必ずマスクやネックゲイター等を確実に鼻と口を覆うようにご着用ください。
  - スタッフ全員がマスク等を着用させていただきますのでご了承ください。
  - マスク等の着用ができないエリア（更衣室・ロッカー（脱衣・着衣の場面）/スパ・サウナ・ミストサウナ/浴槽/プール等）での会話は禁止とさせていただきます。（※危険回避に必要な声がけ等、やむを得ない場合等は除きます。）
  - 会話をされる際は、必ずマスクやネックゲイター等を確実に鼻と口を覆うように着用の上、大きな声を出しての会話や長時間の会話は控えさせていただきます。
  - 対人距離をできるだけ2m（最低1m）を確保し、マスク等の着用ができないエリア（更衣室・ロッカー（脱衣・着衣の場面）/スパ・サウナ・ミストサウナ/浴槽/プール等）には、呼気の激しい運動をしないこと。 ※各エリアにおいて、特段の注意を要する場合があります。
  - 入館されたら、まず、フロント前の消毒液にて必ず手の消毒を行ってください。掌だけでなく、指先、手の甲などを丁寧にまんべんなく実施してください。 ※別途定めさせていただく要所においても、必ず手洗いを実施してください。
  - 他の利用者や消毒をしていない物品や器具等を共有することはお控えください。
  - 以下に該当すると感じる点がある方のご来館は固くお断り申し上げます。  
〔次の症状がある方等、該当する点があるお客様〕
    - \*咳やくしゃみなど風邪の症状が続いている方（軽い症状の方も含みます）
    - \*過去 48 時間以内に熱があった方。
    - \*強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
    - \*咳、痰、胸部不快感のある方。
    - \*味覚・嗅覚に少しでも違和感のある方。
    - \*過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方、或いはそうした方との濃厚接触がある方。

## 店舗の各エリアにおける対応

下記の各エリアにおける実施項目を遵守すること。

- ◆全館共通事項
  - マスク等の着用を必須とした上で、特段の定めがある場合を除き、対人距離の確保（できるだけ2m（最低1m））。施設の設備・構造や利用者の状況と他の対策も踏まえ、余裕をもった距離を確保することが望ましい。）
  - ※マスク等の着用ができないエリア（更衣室・ロッカー（脱衣・着衣の場面）/スパ・サウナ・ミストサウナ/浴槽/プール等）においては、確実に2m以上の距離を確保する。
  - 施設内の密を避けるため、各エリアの運用に基づいた適切な距離を確実に確保すること。
- ◆入館や入室をお待ちいただく場合
  - マスク等の着用を必須とし、必ずマスクやネックゲイター等を確実に鼻と口を覆うように着用の上、大きな声を出しての会話や長時間の会話は控えさせていただきます。
- ◆換気
  - お住まいの自治体及び当該施設の所在する自治体において、県をまたいだ移動や学校休業に伴う対応方針が示されている場合には、自治体の方針を遵守いただきます。
  - 換気
    - >すべての共有スペースにおいて換気を徹底する。可能な場合、換気設備は常に作動させておくこと。

運動時のマスク着用や消毒、会話の制限など、利用者に対しても感染拡大防止を徹底

詳細は、ガイドラインをご確認ください

- > ゴミを回収する際は必ずマスクを着用し、手袋の使用を推奨する。
- > ゴミの処理後、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を石鹸と流水で洗う。

# 感染予防を目的とする厳しいレベルでの内容

## ア. 入口及びフロント

### 【入口】

#### ●注意喚起の掲示の徹底

P6.に示した注意喚起を、入場前のお客様の目に必ず触れる位置(場所、目線の高さ)、大きさ(最低 A2 サイズ以上)で掲示する。

尚、注意喚起は入り口だけではなく、ロッカールーム、化粧室、マシンジム等、複数の場所に掲示することにより、周知を徹底することが望ましい。

#### ●消毒液の設置

ウイルス侵入の水際である入口へ消毒液を設置し、消毒履行の徹底を促す。消毒の

履行を掲示して呼びかける

(例:入館前には必ず消毒

### 【フロント】

#### ●フロントを挟んで、対面シ

※P4.「※火気使用設備

#### ●対応をするスタッフは、対

#### ●利用者の手が触れる可能

消毒を行う。受付時の書面の記入、手渡しの現金の授受は回避することが望まし

い。(例:インターネットによる事前登録、電子決済の利用等)

#### ●入場者・退館者の記録を管理して、最短でも一ヶ月分は保持する。万が一、感染が確認されたときに追跡できるように整理しておく。

※利用者には、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、「接触確認アプリ COCOA」や各地域の通知サービスの利用を推奨する。(例:受付台に案内表示をする、QRコードを掲示する等)

利用方法やアプリの詳細な内容については、以下の厚生労働省のホームページを参照すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

#### ●施設内の密を避けるため、各エリアの運用に基づいた適切な距離を確実に確保することで、人数管理を徹底する。各エリアでの適切な距離が保てない状態となる場合は、入館や入室をお待ちいただくかお断りすることによって制限を行う。

#### ●入場者の体温チェックを必ず行う。

※体温チェック機器の入手が困難な場合には、利用者に予め来場前に体温チェックを実施していただき、申告していただく。

## イ. 更衣室・ロッカールーム・パウダールーム・手洗い場

●マスクやネックゲイター等を外す場合には、会話を禁止し、会話をする際は必ずマスクやネックゲイター等を確実に鼻と口を覆うように着用の上、大きな声並びに長時間の会話は控えるように掲示・アナウンスを行う。

●換気を徹底する。可能な場合、換気設備は常に作動させておくこと。

●清掃・除菌を通常以上に徹底する。(最低推奨回数:2時間に1回。)

特に、洗面所の手洗いやトイレ、出入り口のドアノブ、など不特定多数が触れる箇所の清掃を徹底する。

フロント、ロッカー、トレーニングジム、スタジオ、プール、岩盤浴・サウナ、休憩スペース等、施設内のエリア毎に徹底したルールを策定

と、設備に対応したルール

(m)の範囲に更衣中の隣

を確認して利用してもらう。

は自分の衣類が補充され

用する場合、マスク等を着

離を確保した場所へ移動

## ウ. トレーニングジム

●マスクやネックゲイター等の着用のルールを徹底する。

※トレーニング時の安全なマスク着用のルールについては本項目の下段に補足を記載

※マスク等の着用は原則とするが、安全に運動するために一時的にマスク等を外す場合は、確実に2m以上の距離を確保する。

●トレーニング室内の消毒(利用前後の消毒)実行を徹底する

>利用者への利用ルールの徹底、スタッフによるこまめな声掛け

詳細は、ガイドラインをご確認ください

>建基法換気量(建令20条の2)による風量及び、換気回数(部屋の空気が単位時間に入れ換わる回数)等から必要十分な換気量を確保する。

>1時間あたりの空気の入替回数 → 3回以上を目安とする。

## F I A 加盟企業施設認定制度



# ガイドラインの効果

営業再開後、**11月12日現在で35件**、フィットネスクラブにおけるコロナ罹患者の利用が確認されている。  
しかし、全てのケースにおいて、罹患者の行動記録が明確であり、**またFIAのガイドラインに沿った行動が確認されていることから、行政からの濃厚接触の疑いや消毒対応などの指導がなかったことが報告**されている。

## 【新型コロナ】千葉市のスポーツジムクラスター 検温未実施、 3密対策不十分か 客と従業員計11人感染 千葉日報 2020年10月1日

新型コロナウイルスに関する市長メッセージ

スポーツジムでクラスターが発生していますが、確保病床・軽症者用ホテルで対応できていますし、感染経路が特定できている割合が多いです。

なお、スポーツジムといっても皆さんが想像するような一般的なスポーツジムではありません。換気が不十分で、検温等の体調管理が行われていないなど、現実的に可能な感染予防対策が行われていない部分がありました。

利用者が特定できるため施設名は公表していません。陽性者が出れば公表するのが当たり前という風潮は徐々に解消していく必要があります。もちろん、不特定多数が利用する施設でクラスターが発生した場合は公衆衛生の観点から公表することがあります。

利用者や濃厚接触者など、感染リスクがある方には必ず連絡が行きます。連絡が無ければ皆さんとは関係ありません。

関係ないにも関わらず、「とりあえず知って安心したい」という漠然とした欲求と、陽性者の人権やプライバシー、どちらを取るか、私は徐々に社会が適切な対応に収れんしていくことを願っています。

熊谷千葉市長 コメント

## 東京都 感染拡大防止ガイドブック

### 事業者向け「新しい日常」の定着に向けて 〈スポーツジム 編〉

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/008/459/0625-14.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/459/0625-14.pdf)

#### (14) スポーツジム

- 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ利用者に対しては、当面の間、利用自粛も含めた注意喚起を行うとともに、利用に当たっては施設利用時間を分けるなどの配慮を行う
  - 密とならないようソーシャルディスタンスの確保やエクササイズ前後の手洗い・消毒等、感染拡大防止に関する注意事項を定期的にアナウンスするなどの取組を講じる
  - トレーニングジムについて、マシン・トレッドミルの汗拭き用として設置されているタオルの共用を避け、消毒剤や使い捨てペーパー類、ごみ箱を用意したうえでの使い捨て方式に切り替える
  - トレッドミル、バイク、クロストレーナーの利用については、隣の利用者との間隔を確実に2 m以上空けるとともに、ウォーキング専用の器具を多めに設けるなどの工夫を行う
  - 当面の間、スタジオプログラムやプールなどでのアクアプログラム等の集団レッスンは、呼吸が激しくなるものは休止とする。呼吸が激しくならないものは、ドアを開けるなど換気の徹底を図るとともに、人数制限や利用者の活動範囲の目印付すなどの取組を講じたうえで実施する
  - 岩盤浴・サウナについて、入場制限を行っても密な状況となる場合には当面の間中止する
- ※「[一般社団法人日本フィットネス産業協会ガイドライン](#)」を参照

東京都のガイドブックにはFIAガイドライン内容が取り入れられている



埼玉県 大野知事

千葉県 森田知事



## ■西村大臣からのお知らせ（令和2年8月1日）

昨日、第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会を開催しました。

足下の感染状況は、専門家の分析によると、感染者数が「漸増」している状況です。高齢の感染者や入院者の数も徐々に増えており、この状況が続けば医療提供体制の負荷が蓄積するため、早期に増加傾向を止めなければなりません。そのためには、原点である3密や大声の回避、それにガイドラインの徹底が重要です。**ガイドラインを守っているスポーツジムやバスツアーなどでは最近はクラスターが発生していません。**

## ■西村内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和2年7月31日

（令和2年7月31日（金） 15:33～16:51 於：中央合同庁舎8号館1階S101・103会見室）

スポーツジムなんですけれども、実は緊急事態宣言のころまでは、スポーツジムはたくさん感染者が出ていました。わかりますよね。呼気を荒げてハーハー言って遠くまで飛ぶ。そして密集したところで、強いスポーツを行っている。トレーニングを行っている。しかも、消毒もなかった中で感染が広がったんだと思いますが、実はわかったことを、ちゃんと換気の徹底とかマスク着用とか、ガイドラインを作って、それを徹底してもらっています。その結果、最近ではスポーツジムでは出ていません。きちんとやれば、それぞれの業界で抑えられるんですね。

スポーツジムは御案内のとおり、当時クラブなどの接待を伴う飲食店、カラオケ、スポーツジム、あわせて発生の多い業種としていわれていました。リスクの高い事業体といわれていましたけれども、しっかりとクラスターのこの経験を踏まえて対策、ガイドラインを作って、今業界団体が必死になって。実は最近そのガイドラインのやっておられる方も話したんですけれども、もう徹底的に今やっていますからと、各ジムでということであります。ジムの経営者の方がおっしゃっていました。やればできますので、それぞれの業界で徹底をするということ。



スポーツ・健康産業推進議員連盟 会長 遠藤議員



# これからのフィットネスクラブの役割

## フィットネスクラブの休業が、施設利用者 (運動継続者) に及ぼす影響について

日本におけるフィットネスクラブ数は、2019年時点で、民間クラブで6,200店を超え、利用者（登録会員数）は、550万人以上となっている。つまり緊急事態宣言発令下では、**これだけの規模で、健康の保持増進のための運動機会が、日常から失われたことになる。**



**「健康二次被害」の発生が予見される**

高齢者の巣ごもりでの筋力低下や認知機能低下による介護リスクの増大

在宅勤務での身体活動量の低下による生活習慣病の発症リスクの増大

## これからのフィットネスクラブの役割 「健康二次被害」の拡大を防止する

免疫力低下による感染症発症リスクの増大

身体活動量の低下によるメンタルヘルス問題の増加

あそび場や、運動をする場を失ったことでの、こどもたちの体力低下

**私たちからのお願い**

フィットネスクラブが、新しい生活様式においても、身体を動かすことの喜びや、健康であることの喜びを、つくる場であり続けるために、何よりも大切なこと。

それは、クラブに関わる全ての人たちにとって、安全で安心な場を提供していくことです。

ガイドラインを遵守することが、安全で安心なクラブであることの何よりの証明となります。

- フィットネス事業者の皆さま  
FIAガイドラインを積極的にご採用いただき、安全で安心なクラブ運営をお願いします。
- ご利用者の皆さま  
運動時のマスク着用や会話の制限など、ご不便をおかけしますが、安心なクラブづくりに、お力添えをお願いします。
- 企業や健康保険組合の皆さま  
コロナ禍での、皆さまの健康づくりに、ぜひ本ガイドラインを遵守しているクラブを、積極的にご利用ください。
- 各自治体の皆さま  
今後、緊急事態宣言の発令が必要となる場合には、安全対策をきちんと行っているフィットネス事業者と、そうでない事業者を、ご確認いただき、適切な判断をお願いします。